

**高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類**

■ 国から「火災対策の充実に関するガイドライン」が示されたことにより、栃木県では平成28年4月から、「新規指定」又は「更新」の際に、事業に係る建物が建築基準法令に基づく基準に適合していること、及び、当該建物内の設備が消防法令に基づく基準に適合していることを確認することになりました。

対象サービス：通所介護・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

■ 主な手続きと添付書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による発行（返却）書類	指定申請書に添付を要する書類 【介護保険部局】
・消防用設備等に係る工事 (新設・増設・移設・取替・改造)	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工10日前〕		—
	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 〔設置完了後4日以内〕	消防用設備等検査済証 (検査済印押印) 又は 防火対象物使用開始届出書（受付印押印） ※1	○ (新規建物) (既存建物※2)
・消防用設備等の設置維持に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	副本返却 (受付印押印)	○ (既存建物)

※1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による発行（返却）書類等	指定申請書に添付を要する書類 【介護保険部局】
・新築 ・増改築※1 ・大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後4日以内〕	完了検査済証	○
・用途変更※2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後4日以内〕	届写し返却 (受付印押印)	○

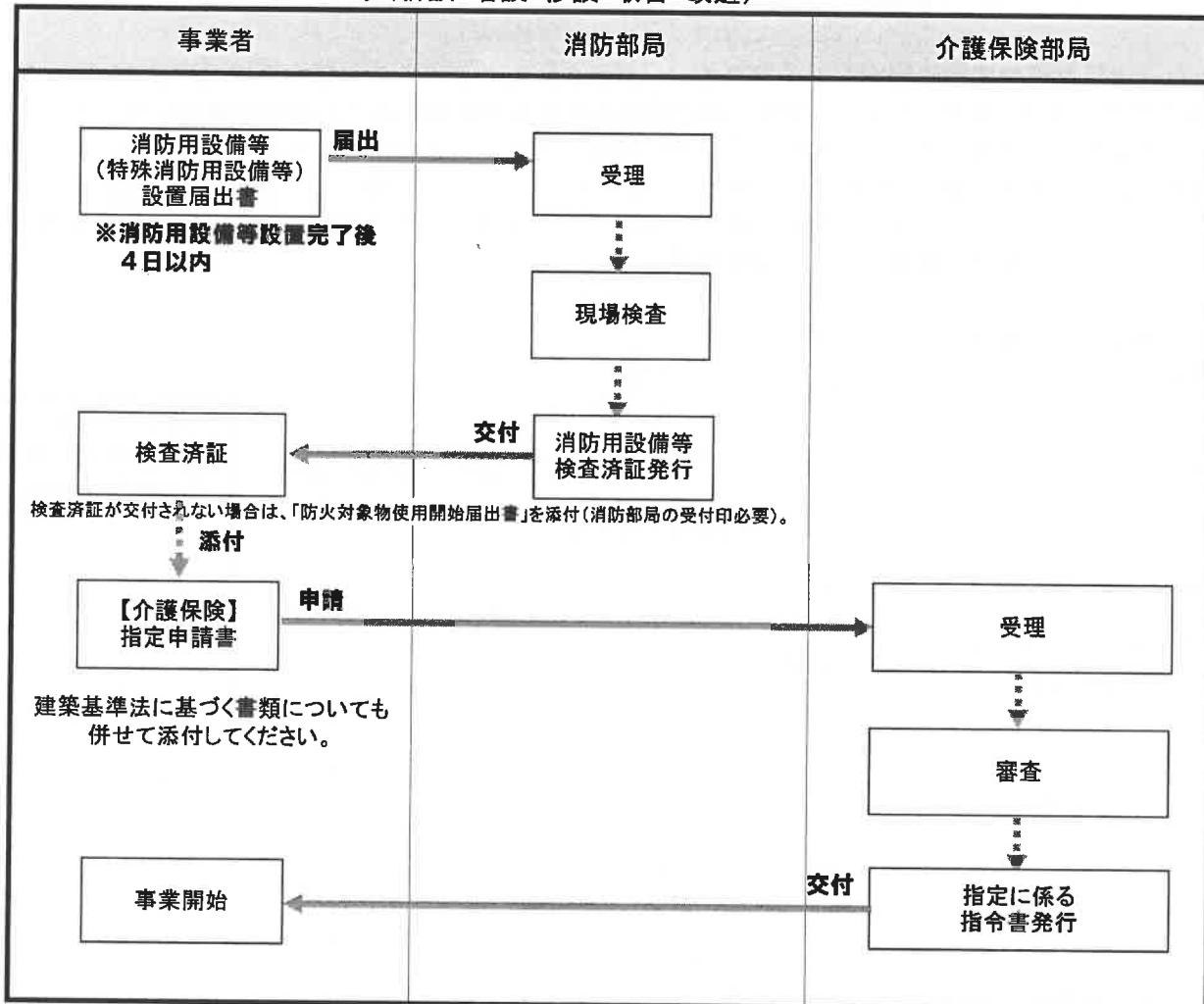
※1 防火地域及び準防火地域外における10m²以下の増改築を除く。

※2 200m²を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

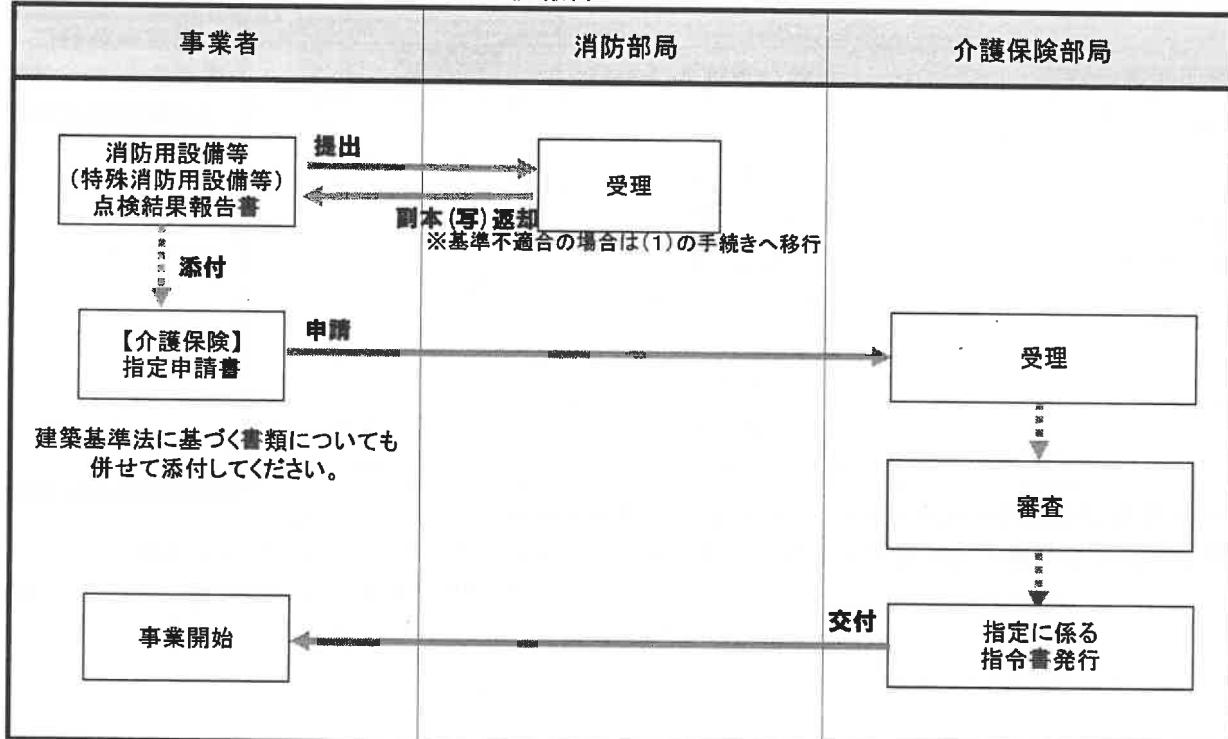
・・・※1、※2ともフロー図（その3）参照

**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1)
【消防法】**

(1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

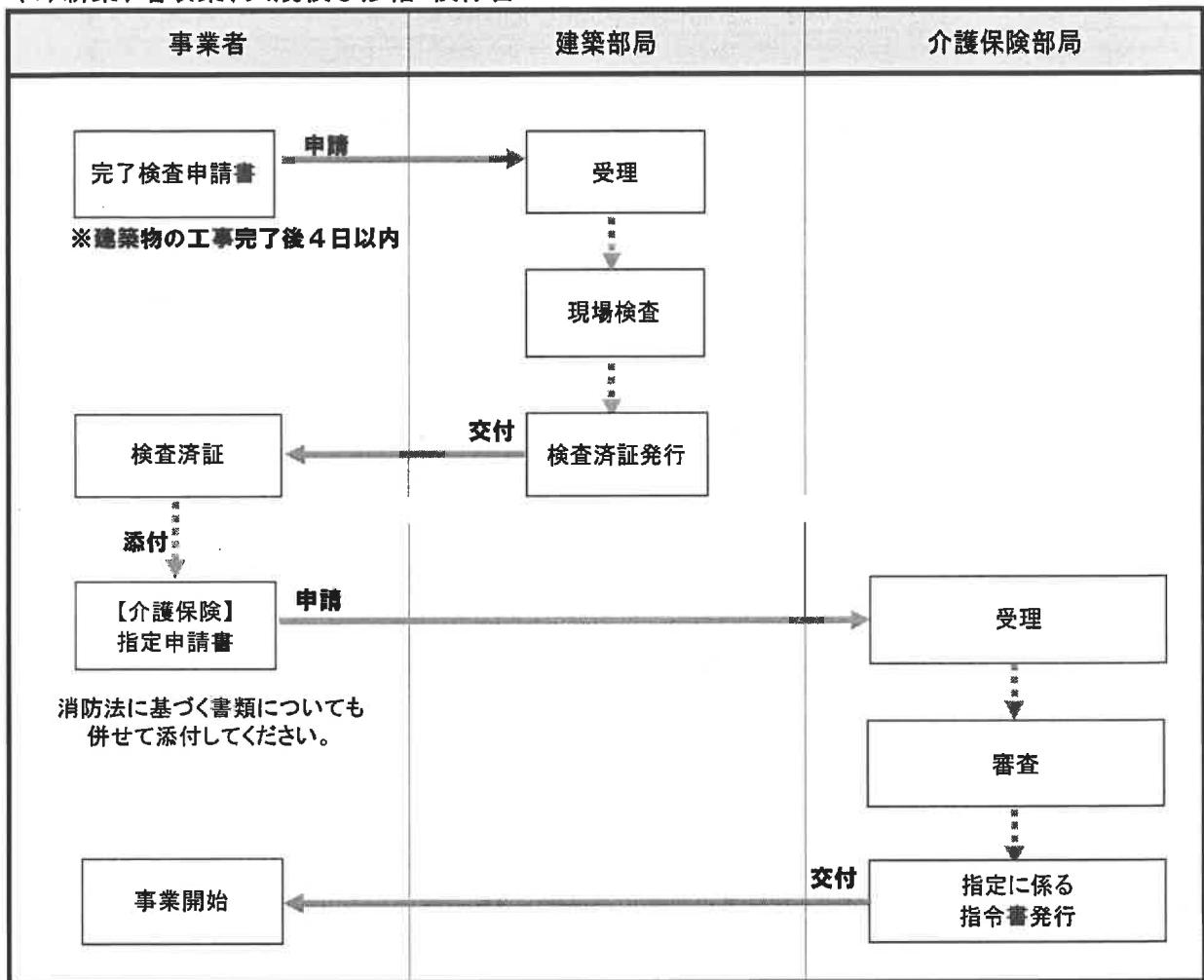


(2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

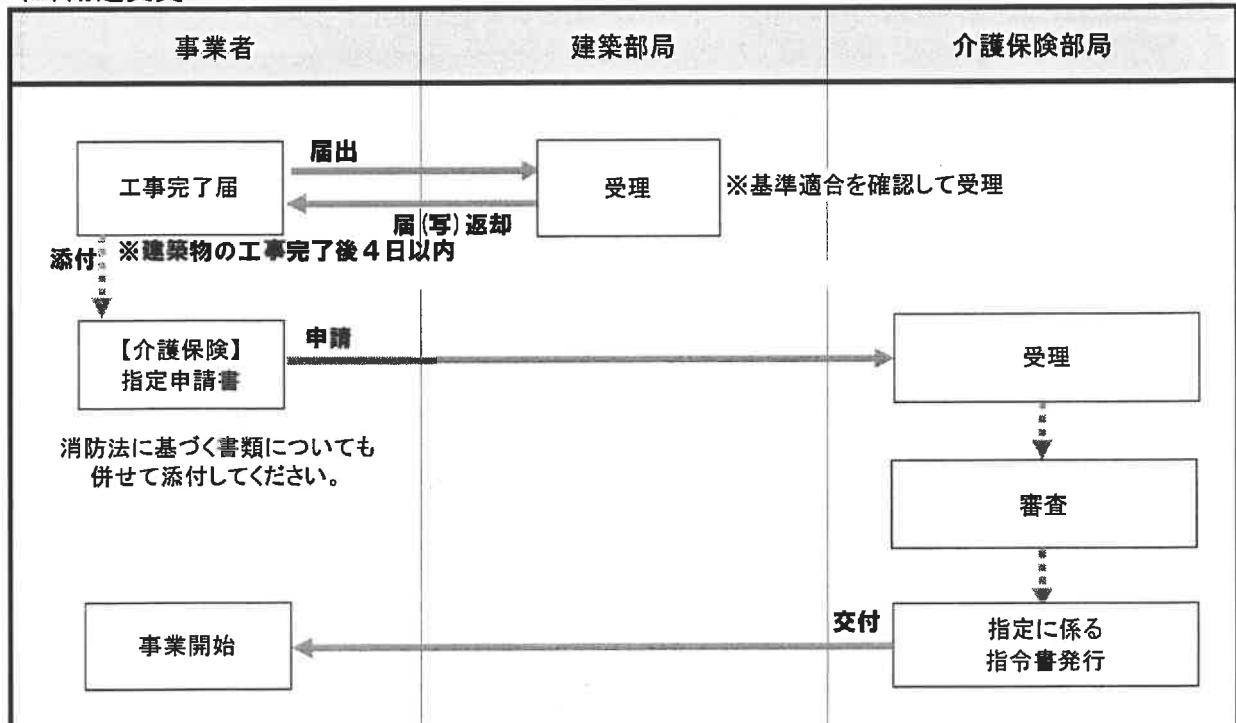


**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)
【建築基準法】**

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

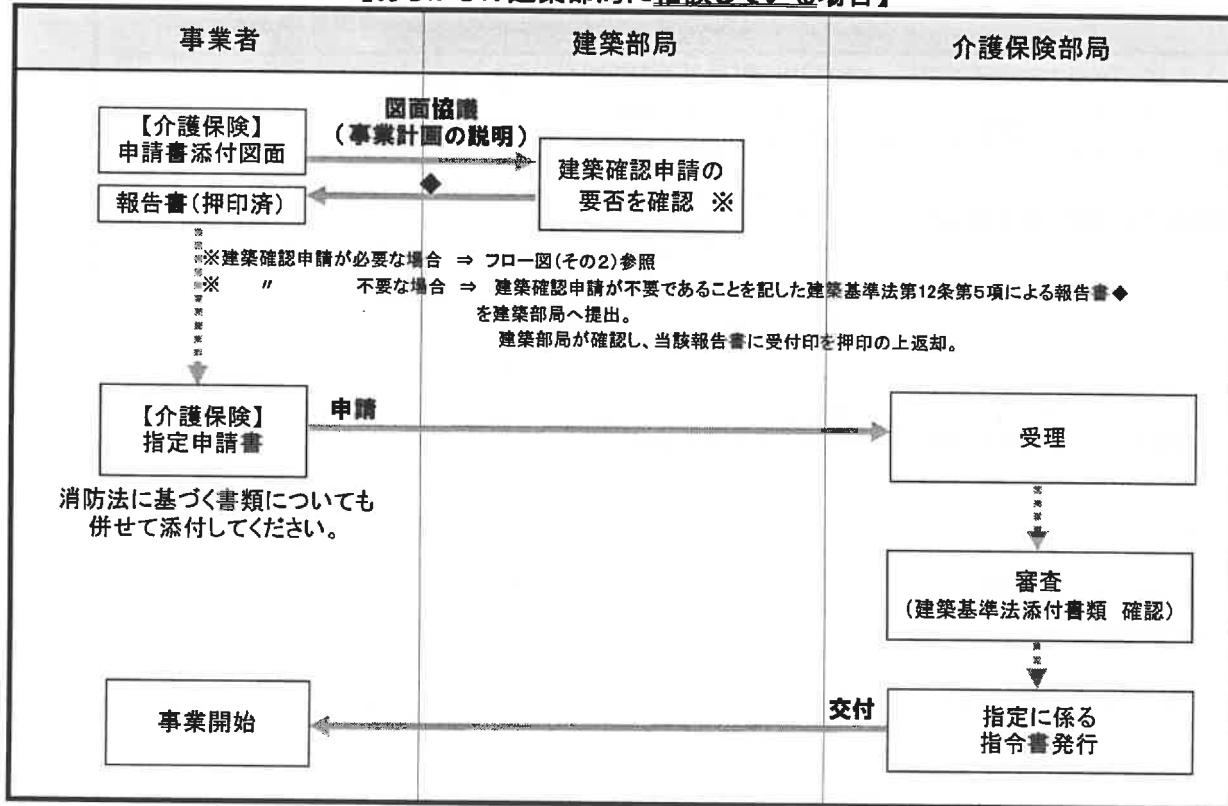


(2)用途変更

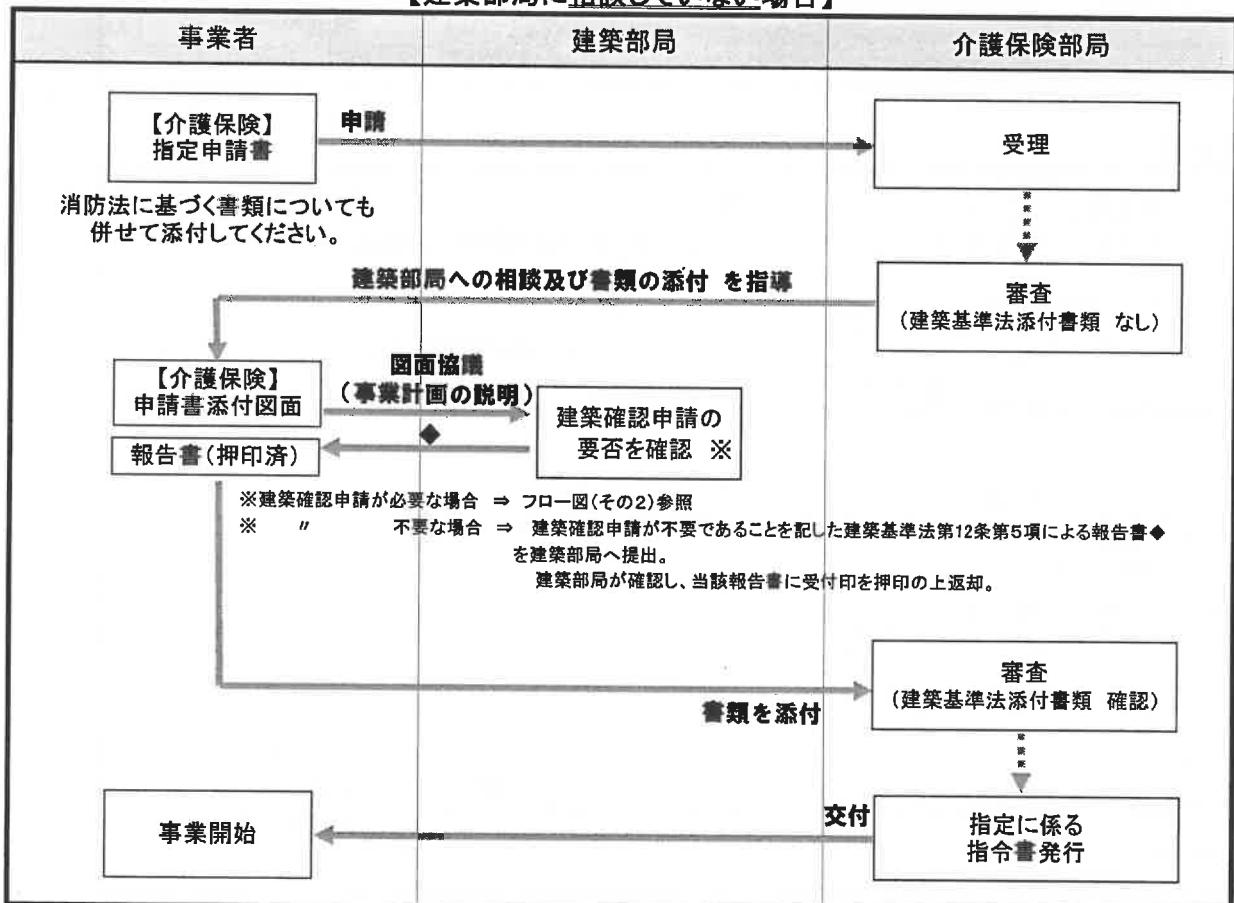


**新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)
【建築基準法】**

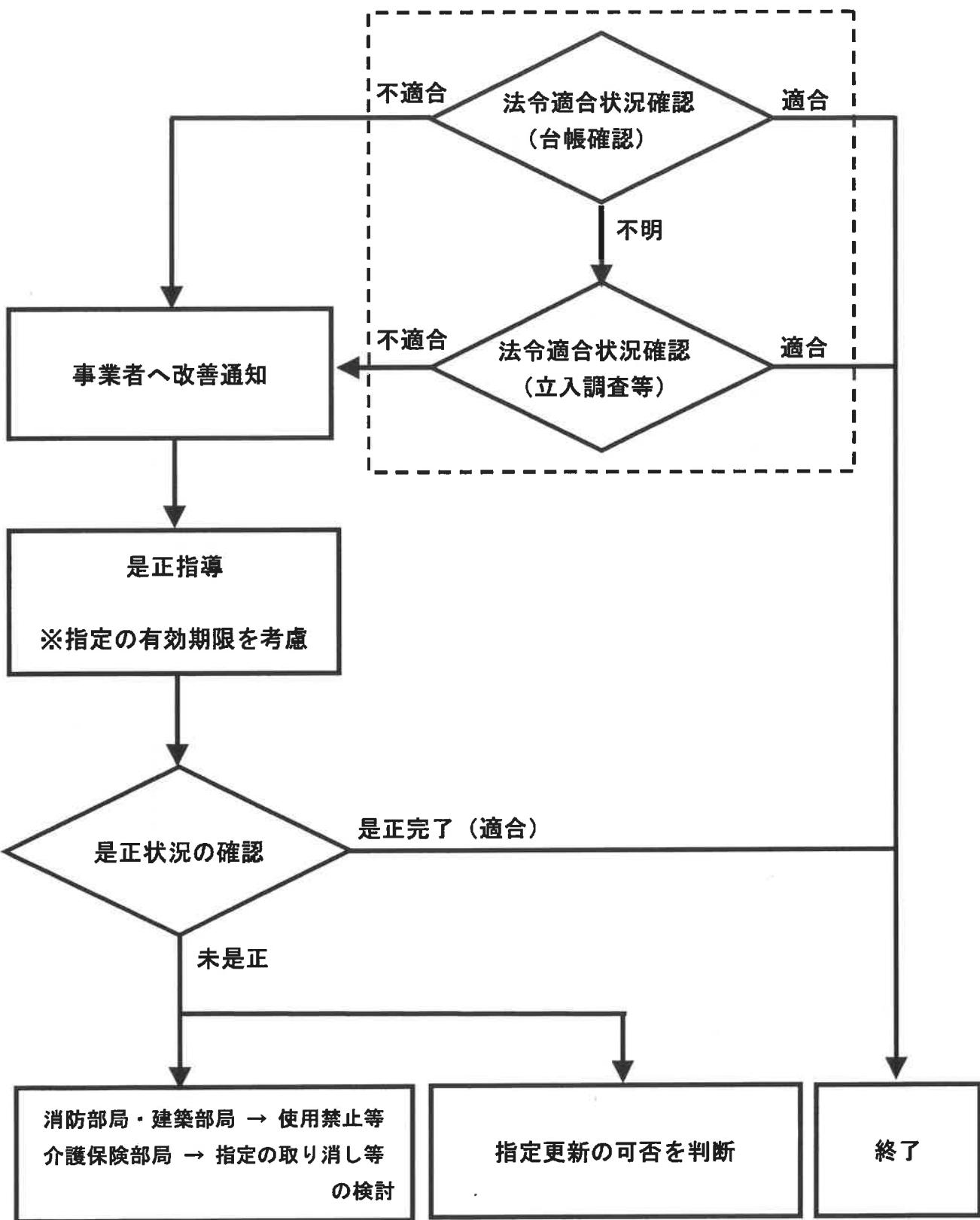
**(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【あらかじめ建築部局に相談している場合】**



**(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【建築部局に相談していない場合】**



既存不適合施設の改善に関するフロー図



高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

介護保険サービスの種類	事業所所在地	(県本庁)		(8市、4土木)		(11消防本部)	
		介護保険部局	建築部局	鹿沼市建築指導課	日光市建築指導課	鹿沼市消防本部	日光市消防本部
①通所介護	鹿沼市						
②(介護予防)通所リハビリテーション	日光市						
③(介護予防)短期入所生活介護	真岡市						
④(介護予防)短期入所療養介護	益子町						
⑤(介護予防)特定施設入居者生活介護	茂木町						
⑫介護福祉施設サービス	市貝町						
(特別養護老人ホーム)	芳賀町						
(介護老人保健施設・介護医療院)	栃木市						
⑪介護保健施設サービス	小山市						
(介護老人ホーム)	上三川町						
⑬介護老人保健施設	下野市						
(特別養護老人ホーム)	壬生町						
(介護老人保健施設)	野木町						
那須塩原市	那須塩原市						
大田原市	大田原市						
那須町	那須町						
さくら市	さくら市						
矢板市	矢板市						
塩谷町	塩谷町						
高根沢町	高根沢町						
那須烏山市	那須烏山市						
那珂川町	那珂川町						
足利市	足利市						
佐野市	佐野市						
○付数字は、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局、建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」別表の数字(以下同じ)							

備考1) ○付数字は、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局、建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」別表の数字(以下同じ)
 備考2) ※のうち、新規指定(許可)、指定(許可)更新の窓口は、栃木県高齢対策課事業者指導班

高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

介護保険サービスの種類	事業所所在地	(25市町)		(8市、4土木)		(11消防本部)	
		介護保険部局	建築部局	鹿沼市建築指導課	日光市建築住宅課	鹿沼市消防本部	日光市消防本部
⑥(介護予防)認知症対応型通所介護	鹿沼市	鹿沼市介護保険課					
⑦(介護予防)小規模多機能型居宅介護	日光市	日光市高齢福祉課					
⑧(介護予防)認知症対応型共同生活介護	真岡市	真岡市介護保険課					
(グループホーム)	益子町	益子町高齢者支援課					
⑨地域密着型特定施設入居者生活介護	茂木町	茂木町保健福祉課					
⑩地域密着型介護老人福祉施設	市貝町	市貝町健康福祉課					
(地域密着型特別養護老人ホーム)	芳賀町	芳賀町福祉対策課					
⑪複合型サービス	栃木市	栃木市地域包括ケア推進課					
地域密着型通所介護	小山市	小山市地域包括ケア推進課		小山市建築指導課		小山市消防本部	
⑫(介護予防)認知症対応型通所介護	上三川町	上三川町保健課		宇都宮土木事務所建築指導担当		石橋地区消防組合消防本部	
(グループホーム)	下野市	下野市高齢福祉課					
⑬(介護予防)認知症対応型共同生活介護	壬生町	壬生町健康福祉課					
(グループホーム)	野木町	野木町健康福祉課					
⑭(介護予防)認知症対応型通所介護	那須塩原市	那須塩原市高齢福祉課		那須塩原市建築指導課		那須地区消防本部	
⑮(介護予防)認知症対応型共同生活介護	大田原市	大田原市高齢者幸福課		大田原市建築指導課			
(グループホーム)	那須町	那須町保健福祉課					
⑯(介護予防)認知症対応型通所介護	さくら市	さくら市保健高齢課					
(グループホーム)	矢板市	矢板市高齢対策課					
⑰(介護予防)認知症対応型通所介護	塩谷町	塩谷町高齢者支援課					
(グループホーム)	高根沢町	高根沢町健康福祉課					
⑱(介護予防)認知症対応型通所介護	那須烏山市	那須烏山市健康福祉課		宇都宮土木事務所建築指導担当		南那須地区行政組合消防本部	
(グループホーム)	那珂川町	那珂川町健康福祉課					
⑲(介護予防)認知症対応型通所介護	足利市	足利市元気高齢課		足利市建築指導課		足利市消防本部	
(グループホーム)	佐野市	佐野市介護保険課		佐野市建築指導課		佐野市消防本部	

